第四十条の七第一項中「及び第二項」を削り、「同条第一項」を「同項」に、「第三項及び第六項」を「以下この条」に、「）及び」を「）」に、「。第六項」を「。以下この条において同じ。）又は車線逸脱警報装置（同項に規定する車線逸脱警報装置をいう。以下この条において同じ。）のいずれか二以上を装備した」に改め、同条第三項中「規定する車両安定性制御装置」を「規定する衝突被害軽減制動制御装置」に、「第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）」を「第十五条第七項及び第九十三条第八項の基準」に改め、同条第四項中「衝突被害軽減制動制御装置」を「車線逸脱警報装置」に、「第十五条第七項及び第九十三条第八項」を「第六十七条の二及び第百四十五条の二」に改め、同条第八項中「搭載した」を「装備した」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を削り、同条第六項中「搭載した」を「装備した」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第九十条の十四第一項第二号」を「第九十条の十四第一項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　法第九十条の十四第二項に規定する財務省令で定める検査自動車は、当該検査自動車に係る自動車検査証に当該検査自動車が車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を装備した車両であることが記載されている自動車とする。

第四十条の七第四項の次に次の一項を加える。

5　法第九十条の十四第一項第二号に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるものは、細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。

第四十条の七に次の一項を加える。

10　法第九十条の十四第五項に規定する財務省令で定める検査自動車は、当該検査自動車に係る自動車検査証に当該検査自動車が車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置（同項第一号に掲げる検査自動車にあっては、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置）を装備した車両であることが記載されている自動車とする。

別表第二号の表の備考一(1)中「3に」を「3及び4に」に改め、同表の備考3(1)中「申告書を作成する日の現況による住所、氏名及び個人番号」を「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項」に改め、同表の備考3(1)に次のように加える。

(イ)　住所又は氏名の変更をした場合　この申告書を作成する日の現況による住所、氏名及び個人番号

別表第二号の表の備考3(4)を同表の備考3(5)とし、同表の備考3(3)を同表の備考3(4)とし、同表の備考3(2)を同表の備考3(3)とし、同表の備考3(1)の次に次のように加える。

(2)　(1)(イ)に掲げる場合に該当して提出されたときは、「個人番号」の欄に、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長が提出者の個人番号を付記すること。

別表第二号の表の備考4及び5を次のように改める。

4　この申告書を1(2)に掲げる場合に該当して提出するときにおける記載の要領は、3(3)及び(5)によるほか、次による。

(1)　「住所」、「氏名」及び「個人番号」の欄には、この申告書を作成する日の現況による住所、氏名及び個人番号を記載すること。

(2)　「異動事項」の「公債の販売機関の営業所等」の欄の「移管前」の項には変更前の公債の販売機関の営業所等の所在地及び名称を、同欄の「移管後」の項には変更後の公債の販売機関の営業所等の所在地及び名称を、それぞれ記載すること。

5　この申告書を1(3)に掲げる場合に該当して提出するときにおける記載の要領は、3(3)及び(5)並びに4(1)及び(2)によるほか、「摘要」の欄には、施行令第2条の4第3項において準用する所得税法施行令第43条第3項に規定する特定金融機関の特定業務につき生じた同項各号に掲げる事由の別及び当該事由が生じた年月日を記載すること。

別表第二号の表の備考一(1)ヒ中「(ロ)に」を「(ロ)及び3に」に改め、同表の備考3(2)中「この申告書を作成する日の現況による住所、氏名及び個人番号」を「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項」に改め、同表の備考3(2)に次のように加える。

(イ)　住所又は氏名の変更をした場合　この申告書を作成する日の現況による住所、氏名及び個人番号

別表第二号の表の備考3(7)を同表の備考3(8)とし、同表の備考3(6)を同表の備考3(7)とし、同表の備考3(5)を同表の備考3(6)とし、同表の備考3(4)中「施行令第2条の6第1項第1号に規定する」及び「(以下(7)までにおいて「事務代行先」という。)」を削り、同表の備考3(4)を同表の備考3(5)とし、同表の備考3(3)を同表の備考3(4)とし、同表の備考3(2)の次に次のように加える。

(3)　(2)(イ)に掲げる場合に該当して提出されたときは、「個人番号」の欄に、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長、勤務先の長及び事務代行先の長が1(1)イの個人の個人番号を付記すること。

別表第二号の表の備考5(4)中「第3条の5第5項第2号」を「第3条の5第6項第2号」に改め、同表の備考6(2)中「3(7)」を「3(8)」に、「3(4)中「施行令」とあるのは「施行令第2条の31において準用する施行令」と、「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは「勤労者財産形成年金貯蓄契約」と、3(6)中「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは」を「3(5)及び(7)中「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」とあるのは」に改め、同表の備考8(2)中「第3条の5第5項第2号」を「第3条の5第6項第2号」に改める。

別表第二号の表の備考3(8)及び4(2)、別表第二号の表の備考3(2)及び5(2)並びに別表第二号の表の備考3(5)及び5(2)中「第3条の5第9項」を「第3条の5第10項」に改める。

別表第二号の表の備考5(4)を次のように改める。

配当割額（住民税）	上場株式配当等控除額	外国所得税の額
千　円	千　円	千　円

を

配当割額（住民税）	上場株式配当等控除額	外国所得税の額
千　円	千　円	千

別表第七の表中

特別分配金の額	外国所得税の額
千　円	千　円

特別分配金の額	上場株式配当等控除額	外国所得税の額
千　円	千　円	千　円

得額
円